

解体業許可申請書添付書類一覧表

添付書類	申請区分	新規	更新	変更届								備考	
				住所の変更	氏名又は名称の変更	法定代理人の変更 ※3	出資者等の変更	使用人の変更	代表者又は役員の変更 ※2	事業所名/施設等所在地の変更	標準作業書の内容の変更		
1	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・申請者が法第45条第1項で定める欠格要件に該当しないことを証する書面（法文を十分に確認のこと） 保管の場所を含む	
2	事業の用に供する施設	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	縦断及び断面図 処理能力を算出した根拠を示すもの	
	平面図												
	立面図												
	断面図												
	構造図												
	設計計算書												
付近の見取り図													
公図の写し													
3	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	◎	△	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し ・所有権を有しない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し
	土地登記簿謄本												
	土地使用権原書類												
	施設使用权原書類												
4	事業計画書	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	参考様式1	
5	収支見積書	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-		
6	申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 ※1	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る。	
7	定款又は寄附行為の写し ※2	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。（履歴事項全部証明書を添付）	
	法人の登記事項証明書 ※2	○	○	○	○	-	-	-	◎	-	-		
8	役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 ※2	○	○	-	-	-	-	-	◎	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る。	

別紙3

9	出資者等（個人）の出資金額記載書類と住民票写し及び登記されていないことの証明書	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る。
	出資者等（法人）の出資金額記載書類と登記事項証明書	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。（登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付）
10	使用人の住民票写し及び登記されていないことの証明書	○	○	-	-	-	-	◎	-	-	-	・使用人がある場合 ・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る。
11	使用人の権限を証する書類	○	○	-	-	-	-	◎	-	-	-	・使用人がある場合 ・指導指針様式第1号
12	法定代理人（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 ※3	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る。
	法定代理人（法人）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 ※3	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	・発行日より3か月以内のものに限る。（登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を添付）
13	標準作業書	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	※5
14	許可証の写し	-	◎	◎	◎	-	-	-	○	-	-	・更新申請、変更届（必要な場合）の場合は添付
15	申請先が交付した他の登録通知書及び許可証の写し	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・引取業者・7㍑類回収業者登録、破砕業許可の該当がある場合は添付
16	申請先以外の登録通知書及び許可証の写し	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・他県等で引取業者・7㍑類回収業者登録、解体業・破砕業許可の該当がある場合は添付
17	廃棄物処理法の許可証の写し	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・該当がある場合は添付

※1 個人の場合 ※2 法人の場合 ※3 申請者が未成年者の場合

※4 住所及び名称並びにその代表者の氏名の変更の場合は、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書。役員に関する事項に変更があった場合は、当該変更に係る者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書並びに法人の登記事項証明書

※5 「標準作業書」の変更については、変更届で対応となる。その際、変更前後の標準作業書一式を添付することとする。

※6 代表者の変更の場合

その他の変更事項については、変更届出書のみ提出する。

◎：必ず添付が必要な書類

○：該当すれば、添付が必要な書類

△：更新申請時に変更がない

〈注1〉 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。

〈注2〉 解体業の更新申請と解体業の変更届を同時に行う場合には、共通する添付書類のうち誓約書以外のものは、変更届について省略できる。この場合は、書類の添付を省略する届出書に、指導指針様式第2号の添付書類省略理由書を添付すること。

〈注3〉 同時に行う申請及び届出が登録に係るものと許可に係るもの場合には、共通する添付書類は許可に係るものに添付するものとし、登録に係るものには、その写しを添付すること（例えば、引取業者の登録申請と解体業の許可申請を同時に行う場合等。）。ただし、誓約書は除くものとする。